

令和元年度 障がい者就労施設等からの物品等調達実績

種別	内容	件数	金額（円）
物品	事務用品	6	103,776
	記念品	2	1,171,091
	燃料	1	61,600
	小計	9	1,336,467
役務	印刷	8	2,342,058
	草刈り	10	1,483,500
	清掃	3	3,406,036
	消火栓塗装委託	1	280,940
	小計	22	7,512,534
計		31	8,849,001

<参考：3カ年実績>

種別	内容	平成29年度		平成30年度		令和元（平成31）年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
物品	事務用品	9件	65,546円	9件	80,195円	6件	103,776円
	記念品	2件	1,196,202円	2件	1,164,792円	2件	1,171,091円
	バイオディーゼル燃料	2件	141,000円	1件	123,600円	1件	61,600円
	小計	13件	1,402,748円	12件	1,368,587円	9件	1,336,467円
役務	印刷	3件	841,860円	3件	561,060円	8件	2,342,058円
	草刈り	10件	1,707,480円	9件	1,393,200円	10件	1,483,500円
	清掃	3件	2,987,496円	3件	3,174,552円	3件	3,406,036円
	消火栓塗装委託	1件	280,800円	1件	280,800円	1件	280,940円
	小計	17件	5,817,636円	16件	5,409,612円	22件	7,512,534円
計		30件	7,220,384円	28件	6,778,199円	31件	8,849,001円
対前年度比較		▲10件	176,240円	▲2件	▲442,185円	3件	2,070,802円

○飯塚市奨学資金貸付基金条例施行規則

平成18年3月26日

飯塚市規則第65号

(趣旨)

第1条 この規則は、飯塚市奨学資金貸付基金条例(平成18年飯塚市条例第62号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(奨学生の資格)

第2条 条例第5条第1号に規定する本市に引き続き1年以上住所を有することとは、奨学資金の貸付けを受ける年度(入学を予定する者にあつては、入学する年度)の4月1日において、本市に引き続き1年以上住所を有していること(入学を予定する者にあつては、本市に引き続き1年以上住所を有する見込みであること)をいう。

2 条例第5条第3号に規定する収入基準以下の世帯は、奨学生の属する世帯の収入が生活保護法(昭和25年法律第144号)第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により算定した当該世帯の基準額の2.0倍の額以下の世帯とする。

3 前項の収入は、奨学生と同一の生計にある者の所得額の合計から被扶養者について別に定める額を控除した額とする。

4 条例第5条第4号ただし書に規定する別に定めるものとは、次に掲げるものとする。

(1) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)の規定による就学支援金

(2) 独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)第14条に規定する学資貸与金又は第17条の2に規定する学資支給金

(3) 福岡県私立高校生等奨学給付金支給要綱の規定による給付金

(4) 前3号に掲げるもののほか、入学を予定する者にあつては、入学前の学校等に、奨学生にあつては、上級の学校等において修学上必要な学資金

(H21—17、H31—2一改)

(貸付けの申請)

第3条 条例第8条の規定により奨学資金の貸付けを受けようとする者(次条において「申請者」という。)は、奨学資金貸付申請書(様式第1号。以下「申請書」とい

う。)を別に定める期日までに提出しなければならない。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 世帯全員の住民票の写し

(2) 所得を証する書類

(3) 在学証明書(入学を予定する者にあつては、入学を予定する高等学校等の合格を証明する書類)

(4) 前3号に掲げるもののほか、世帯の生計に関する書類で市長が必要と認めるもの

(H20—10、H21—17、H31—2一改)

(貸付けの決定通知等)

第4条 奨学生の決定に当たっては、選抜試験その他の方法を用いて選考することができる。

2 条例第8条第2項の規定により奨学生を決定したときは、採否を文書により申請者に通知する。

3 奨学生の決定を受けた者は、その通知を受けた日から30日以内に次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 奨学資金借用証書

(2) 連帯保証人の印鑑登録証明書

(3) 奨学資金の貸付けに必要な書類

4 特別な事情なく、奨学生の決定を受けた者が前項各号の書類を提出しないときは、奨学資金の貸付を辞退したものとみなす。

(H21—17、H29—38、H31—2一改)

(連帯保証人)

第5条 奨学生となった者は、独立して生計を営み、連帯して奨学資金の債務を負担する能力を有する成年者2人を連帯保証人として立てなければならない。

2 前項の場合において、奨学生が未成年であるときは、原則として、連帯保証人のうち1人は保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。)とする。

(H21—17全改)

(奨学資金の貸付け)

第6条 奨学資金は、年2回に分けてそれぞれ6箇月分ずつ貸し付けるものとする。た

だし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

- 2 条例第10条第1項の貸付けを休止する期間は、休学した日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の前月分までとする。
- 3 休学により貸付けが休止され、既に貸付けた奨学資金があるときは、当該貸付け奨学資金を返還しなければならない。

(H21—17全改、H29—38一改)

(届出事項)

- 第7条 条例第9条の規定による変更の届出の事由が生じたときは、変更届に変更の内容を証する書類その他必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- 2 奨学生は、毎年4月における奨学生の資格を証するために必要な書類及び奨学資金の貸付けに必要な書類を、5月31日までに市長に提出しなければならない。
 - 3 奨学生は、奨学資金の貸付けを辞退しようとするときは、辞退届を速やかに市長に提出しなければならない。

(H21—17、H31—2一改)

(貸付額の確定及び返還の通知)

- 第8条 市長は、奨学生が貸付けを受けなくなったときは、奨学資金の貸付額を確定し、返還額及び返還期間等を文書により奨学生に通知する。

(H21—17全改)

(返還の猶予)

- 第9条 条例第12条の規定による返還の猶予については、次の各号のいずれかに該当する者とする。この場合において、返還の猶予を受けようとする者は、奨学資金返還猶予申請書(様式第2号)にその理由を証する書類を添付して、猶予を希望する月までに提出し、猶予を受けなければならない。

- (1) 疾病等による療養のため入院等をせざるを得ない場合であって、著しく返還が困難と認められるとき。
- (2) 在学する学校を卒業後に更に上級の学校等に進学したとき。
- (3) その他特別の事情のため、返還が困難であると市長が認めるとき。

(H21—17、H29—38一改)

(返還の免除)

- 第10条 条例第13条の規定により返還の免除を受けようとする者は、奨学資金返還

免除申請書(様式第3号)にその理由を証する書類を添付して速やかに提出し、減免を受けなければならない。ただし、同条第3号の規定による免除を受けようとする者は、毎年度提出するものとする。

2 条例第13条第3号の規定による返還の免除は、次の各号のいずれにも該当する者につき適用する。

(1) 当該年度における最初の返還期日の属する月の前年の応当月の1日から当該返還月の前月の末日までの間に、奨学生が市内に住所を有していた期間があること。

(2) 現に返還すべき奨学資金がある場合においては、その返還に滞納がないこと。

(3) 前項の申請時において奨学生及びその扶養者(奨学生が被扶養者である場合に限る。)に市税等の滞納がないこと。

3 前項の規定に該当する者に対する奨学資金の返還の免除の額は、当該年度の返還額を12で除したものに、前項第1号に規定する期間における居住月(奨学生が市内に住所を有していた期間が1月のうち半月以上ある月をいう。)の数を乗じて得た額を上限とする。

(H21—17、H29—38一改)

(延滞利息)

第11条 奨学生であった者が、正当な理由がなく返還期日までに返還しなかったときは、返還期日の翌日から返還の日までの日数に応じ、年10パーセントの延滞利息を徴収することができる。

2 市長は、奨学生であった者が前項の返還期日までに返還しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、同項の延滞利息を減免することができる。

(審議会の所掌事務)

第12条 条例第14条に規定する飯塚市奨学資金貸付審議会(以下「審議会」という。)は、奨学生の選考等を調査審議するものとする。

(審議会の組織)

第13条 審議会は、委員8人以内をもって組織する。

(審議会の委員)

第14条 審議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が

委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(H24—26一改)

(審議会の委員の任期)

第15条 前条の委員の任期は、2年とする。ただし、前条第2号に掲げる委員については、任命されたときにおける当該身分又は要件を欠くに至ったときは、解任されたものとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(H19—61全改)

(審議会の会長及び副会長)

第16条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会議を主宰するとともに会議の議事を取りまとめ、速やかに市長に報告しなければならない。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第17条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(審議会の庶務)

第18条 審議会の庶務は、教育委員会教育部教育総務課において処理する。

(H30—29一改)

(会長への委任)

第19条 第12条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(補則)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年3月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の飯塚市奨学資金貸付基金条例施行規則(昭和44年飯塚市教育委員会規則第1号)、穂波町育英資金条例施行規則(昭和42年穂波町規則第5号)又は庄内町育英資金条例施行規則(昭和40年庄内町教育委員会規則第6号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年6月26日 規則第61号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月31日 規則第10号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日 規則第17号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年5月9日 規則第26号)

この規則は、平成24年5月24日から施行する。

附 則(平成29年10月4日 規則第38号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、この規則による改正後の飯塚市奨学資金貸付基金条例施行規則第10条第2項の規定は、平成30年4月1日以後新たに奨学生の決定を受け、奨学資金借用証書を提出し、貸付けを受けたものにつき適用する。

(経過措置)

- 2 飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例(平成29年飯塚市条例第20号)による改正前の飯塚市奨学資金貸付基金条例の規定により貸し付けられた奨学資金については、なお従前の例による。

附 則(平成30年3月30日 規則第29号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年1月4日 規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年6月8日 規則第39号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の飯塚市奨学資金貸付基金条例施行規則第2条第4項の規定は、令和3年度以後の奨学資金の貸付け（飯塚市奨学資金貸付基金条例（平成18年飯塚市条例第62号）第7条第2項の規定を適用し、令和2年度中に奨学資金の貸付けを受ける場合を含む。）について適用し、令和2年度までの奨学資金の貸付けについては、なお従前の例による。

奨学資金貸付申請書

年 月 日

(宛先)飯塚市長

- 飯塚市奨学資金貸付基金条例第8条の規定により、奨学資金の貸付けを受けたいので、裏面の事項を誓約のうえ、関係書類を添えて次のとおり申請します。

貸付けを申請する者	ふりがな		印	性別	男・女	
	本人氏名					
	生年月日	年 月 日生 (満 歳)				
	現住所	〒 — (電話 — —)				
	在学学校	学校名	専攻・コース	在学年 年		
		公立 ・ 私立		正規の修業年限 年		
入学を予定 する学校	学校名	専攻・コース	年 月入学予定			
	公立 ・ 私立		正規の修業年限 年			
申請区分	◎どちらかに○をつけてください。 1 高校等区分(高等学校・高等専門学校での貸付けを申請する場合) 2 大学等区分(専修学校・短期大学・大学での貸付けを申請する場合)					
親権者等	ふりがな		印	本人との続柄		
	親権者氏名					
	現住所	〒 — (電話 — —)				
保護者等	ふりがな		印	本人との続柄		
	保護者氏名					
	現住所	〒 — (電話 — —)				

	続柄	氏名	年齢	同居 別居	所得金額(千円)		備考 (学校名学年)
					給与所得額	その他所得額	
同一生計の世帯状況	本人						
			合計額				

- ※1 本人、親権者又は未成年後見人はそれぞれ自筆で署名し押印してください。
親権者等が保護者と同じ場合は、保護者欄に「同上」と記入してください。
- ※2 添付書類 (1) 住民票の写し (2) 所得証明書 (3) 在学証明書(4月以降のもの)、入学を予定する者にあつては入学を予定する高等学校等の合格を証明する書類
(4) 市長が必要と認める書類の写し(該当がある場合のみ添付)
- ※3 貸付けを受けることができる期間は、貸付けが決定した以降の正規の修業期間です。
- ※4 他の奨学金と同時に申請することはできません(飯塚市奨学資金貸付基金条例施行規則第2条第4項で定めるものを除く。)

(誓約事項)

- 採用されたときは、奨学生としての自覚を持って勉学に励むとともに、飯塚市奨学資金貸付基金条例及び同施行規則並びに関係法令を遵守し、奨学資金の貸付けを受けた後、返還等の義務が生じた場合には、返還等の義務を誠実に履行していくことを誓約いたします。なお、返還にあたり所得状況等について、市県民税課税台帳を閲覧、記録することを承諾いたします。
- 親権者又は未成年後見人及び保護者は、申請者が奨学資金の貸付けを申請することに同意し、飯塚市奨学資金貸付基金条例及び同施行規則並びに関係法令を遵守し、奨学資金の貸付けを受けた後、返還等の義務が生じた場合には、連帯保証

人として奨学生本人とともに返還等の義務を誠実に履行していくことを誓約いたします。なお、返還にあたり所得状況等について、市県民税課税台帳を閲覧、記録することを承諾いたします。

- 奨学生と連帯保証人は、奨学資金の返還を滞納した場合は、利息制限法に規定する賠償額の範囲で延滞利息を支払います。

申請者本人の自己推薦欄(自筆で記入)※必須
申請者の生活費・学資を負担する者の、申請者本人推薦欄(自筆で記入)※必須

様式第2号(第9条関係)

奨学資金返還猶予申請書

年 月 日

(宛先) 飯塚市長

奨学生本人 住所
氏名 印

連帯保証人 住所
(親権者又は保護者)

氏名 印

連帯保証人 住所
氏名 印

飯塚市奨学資金貸付基金条例第12条及び飯塚市奨学資金貸付基金条例施行規則第9条の規定により、奨学資金の返還猶予を受けたいので、裏面の事項を誓約のうえ、関係書類を添えて申請します。

記

返還すべき期間	年 月から 年 月まで	
返還猶予希望の期間	年 月から 年 月まで	
返還猶予を希望する返還月額	本来の返還月額	返還猶予を希望する額
返還猶予の事由		

(誓約事項)

- 決定があった場合には、猶予を受けたあとの変更事実を記載した「返還を確約する書類」を、連帯保証人と連署のうえ速やかに提出いたしますとともに、万一、私が飯塚市が指定する期日内に提出しない場合は、返還猶予について既に受けた決定を取消されても何ら異議を申立てません。
- 返還猶予の決定が無いとき又は既に受けた決定を取消されたときは、遅滞なく本来の返還月額を納入いたします。

様式第3号(第10条関係)

奨学資金返還免除申請書

年 月 日

(宛先)飯塚市長

奨学生本人 住所
氏名 印
連帯保証人 住所
(親権者又は保護者)
氏名 印
連帯保証人 住所
氏名 印

飯塚市奨学資金貸付基金条例第13条及び飯塚市奨学資金貸付基金条例施行規則第10条の規定により、奨学資金の返還免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。また、返還免除の許可が無かったときは、遅滞なく奨学資金を返還いたします。

記

貸付総額	円	貸付期間	年 月から 年 月まで
返還済金額	円	返還期間	年 月から 年 月まで
返還未済額	円	免除を受けようとする金額	_____円
免除を申請する理由			

※この申請書には、免除を申請する理由を証する書類(死亡診断書、診断書、市町村長等の証明書等)を添付すること。

工事請負契約報告書

福祉文教委員会資料
令和2年6月22日提出

工 事 名	予 定 価 格 (A)	落 札 額 (B)	落 札 率 (B/A) (小数点第三位以下切捨)	契 約 者 名	入 札 日
大分小学校大規模改造(その4)工事	57,332,000 円 うち消費税 5,212,000 円	51,650,500 円 うち消費税	90.09 %	株式会社 南里住建	6月2日
契 約 日 令和 2年 6月4日	最低制限価格				
工 期 令和 2年 6月5日 から 令和 2年 10月30日 まで	51,650,500 円 うち消費税 4,695,500 円	4,695,500 円			

入札参加業者名(条件付き一般競争入札)【工種:建築Ⅱ】

(有)徳永建設	(株)久保菌組	(株)プロスホーム	(株)野田組	(有)サカエ住宅
(有)大村建設	(株)南里住建	(株)アイ・インテリア	福岡クリエーション開発 (有)	(株)ログファーム
(株)不動建設				

工事請負契約報告書

福祉文教委員会資料
令和2年6月22日提出

工 事 名	予 定 価 格 (A)	落 札 額 (B)	落 札 率 (B/A) (小数点第三位以下切捨)	契 約 者 名	入 札 日
旧穂波東中学校解体(その1)工事	141,790,000 円 うち消費税 12,890,000 円	129,413,900 円	91.27 %	株式会社 前田組	6月2日
契 約 日 令和 2年 6月8日	最低制限価格	うち消費税			
工 期 令和 2年 6月9日 から 令和 3年 2月12日 まで	129,413,900 円 うち消費税 11,764,900 円	11,764,900 円			

入札参加業者名(指名競争入札)【工種:解体】

(株)イワキン工業	(有)富士土木	(株)前田組	(有)ダイオー建設	三智産業(株)
飯塚道路建設(株)	(株)西組			

* 地方自治法施行令第167条の9によるくじ引きの結果 (7者中7者)

新型コロナウイルス感染症対策の 対策経過及び対策事業実施状況報告

(添付資料)

資料1 新型コロナウイルス感染症への対策経過

資料2 新型コロナウイルス感染症対策事業の実施状況

1 新型コロナウイルス感染症への対策経過

資料1

日付	名称	内容	国の動向
令和2年1月28日	初めての国内感染者の確認		
令和2年1月29日	新型インフルエンザ等(新型コロナウイルス感染症)警戒室設置		
令和2年1月30日	新型コロナウイルス感染症警戒対策会議	<ul style="list-style-type: none"> ○感染状況の報告 ○対応状況及び今後の対応策 <ul style="list-style-type: none"> ・「国、県からの情報の共有」及び「関係団体・所管施設への周知」 ・各課への対応依頼 	新型コロナウイルス感染症対策本部設置 ・新型コロナウイルス感染症の指定感染症等への指定 【政令制定・改正】 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(※)令和2年1月28日公布(公布の日から起算して10日を経過した日(2/7)から施行)→2/1へ前倒し
令和2年2月20日	新型コロナウイルス感染症警戒対策会議	<ul style="list-style-type: none"> ○感染状況の報告 ○対応状況及び今後の対応策 <ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大の防止(市民・職員対応) ・感染拡大に備えた体制の整備 	
	県内での感染者2名の確認		
	新型インフルエンザ等(新型コロナウイルス感染症)対策四役会議	<ul style="list-style-type: none"> ○飯塚市新型インフルエンザ等(新型コロナウイルス感染症)対策本部設置 ○県内での感染確認報告 ○対応状況及び今後の対応策 ○感染防止に向けた行事・イベント対応基準 	
	新型インフルエンザ等(新型コロナウイルス感染症)対策本部設置		
	新型コロナウイルス感染症部長会議	<ul style="list-style-type: none"> ○県内での感染確認報告 ○対応状況及び今後の対応策 ○感染防止に向けた行事・イベント対応基準 	
令和2年2月26日			新型コロナウイルス感染症対策本部(第14回) ・国内のスポーツ・文化イベントについて2週間、中止・延期・規模縮小などを要請

日付	名称	内容	国の動向
令和2年2月27日	新型インフルエンザ等(新型コロナウイルス感染症)対策本部会議【第1回】	<ul style="list-style-type: none"> ○市民への情報提供 ○予防・まん延防止策 ○市内感染者発生等を想定した対応・準備検討 ○市主催イベントの原則中止または延期 ○市内施設利用の自粛要請(利用料金の返金) ○民間施設への感染対策の徹底要請 ※上記3件は、2月27日から3月16日までの対応	新型コロナウイルス感染症対策本部(第15回) ・全国の小中高校と特別支援学校に3月2日から春休みに入るまで臨時休校するように要請
令和2年2月28日	新型インフルエンザ等(新型コロナウイルス感染症)対策本部会議【第2回】	<ul style="list-style-type: none"> ○飯塚市立小中学校における対応 <ul style="list-style-type: none"> ・3月2日から3月24日まで臨時休校 ・小学校休校に伴う児童クラブの臨時開設 ・企業・事業所への従業員等休暇取得配慮要請 	
令和2年3月1日			新型コロナウイルス感染症対策本部(第16回) ・スポーツジム、屋形船、ビュッフェスタイルの会食、雀荘、スキーのゲストハウス、密閉された仮設テントなどでは、一人の感染者が複数に感染させた事例があると報告
令和2年3月3日	新型インフルエンザ等(新型コロナウイルス感染症)対策本部会議【第3回】	<ul style="list-style-type: none"> ○市内トレーニング室の利用中止(6施設) <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年3月5日から令和2年3月16日まで ○市内の妊娠中の人へのマスクの配布(里帰りも対象) <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年3月5日から 	
令和2年3月4日	新型コロナウイルス感染症に係る関係者会議	<ul style="list-style-type: none"> ○県・医療関係者との今後の対応について <ul style="list-style-type: none"> ・嘉穂鞍手保健福祉環境事務所、飯塚医師会、飯塚病院、市立病院 	

日付	名称	内容	国の動向
令和2年3月6日	新型インフルエンザ等(新型コロナウイルス感染症)対策本部会議【第4回】	<ul style="list-style-type: none"> ○国内の感染状況 ○市の今後の対応方針 <ul style="list-style-type: none"> ・図書館学習室の利用休止について ・飯塚館学習室 <ul style="list-style-type: none"> 制限期間:3月7日から3月8日まで 休止期間:3月10日から3月16日まで ・ちくほ館学習室 <ul style="list-style-type: none"> 休止期間:3月7日から3月16日まで 	
令和2年3月10日			<p>新型コロナウイルス感染症対策本部(第19回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国的なスポーツや文化イベントの実施自粛要請について、今後おおむね10日間の延長 ・3月19日頃を目途に、これまでの対策の効果について判断を示す
令和2年3月11日	新型インフルエンザ等(新型コロナウイルス感染症)対策本部会議【第5回】	<ul style="list-style-type: none"> ○市主催イベント等の原則中止または延期 ○施設利用の自粛要請 ○市内トレーニング室の利用休止 ○飯塚市立図書館学習室の休止 ※上記4件は、期間の終わりを3月16日から3月24日に延長 ○臨時休校期間以降の学校の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・出校日の設定:3月25日~3月27日 <ul style="list-style-type: none"> 目的:春休みの過ごし方の確認と次年度に向けての準備 ・授業時数の確保 <ul style="list-style-type: none"> 臨時休校で未履修となった学習内容を翌年度の学年で履修 夏休み期間を活用して授業時数を確保する予定 	

日付	名称	内容	国の動向
令和2年3月20日	新型インフルエンザ等(新型コロナウイルス感染症)対策本部会議【第6回】	<ul style="list-style-type: none"> ○市主催イベント等の原則中止または延期 ○施設利用の自粛要請 ※上記2件は、期間の終わりを3月24日から3月31日に延長 ○市内トレーニング室、飯塚市立図書館学習室 ※密閉空間、密集場所、密接場面などクラスター(集団)感染発生リスクの高い状況を必ず回避して、3月25日から利用開始 ○臨時休校期間以降の学校の対応 ・4月6日始業式に向けて準備を進める 	<p>新型コロナウイルス感染症対策本部(第21回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦3つの条件が同時に重なるような場を避ける行動の回避 ◦臨時休校については、新学期を迎える学校の再開に向けて、具体的な方針を提示する。 ◦全国規模の大規模イベント等の開催については、主催者がリスクを判断して慎重な対応を求める。主催者がこれを踏まえた判断を行う場合には、感染対策のあり方の例を参考にすること。
令和2年3月24日	市内陽性患者2名発生 ・30代男性とその妻30代 ・子供1名は陰性(3月25日判明)		
令和2年3月25日	新型インフルエンザ等(新型コロナウイルス感染症)対策本部会議【第7回】	<ul style="list-style-type: none"> ○市内陽性患者2名発生の状況報告 ○3月20日決定事項の再確認 	
	市長記者発表(14時～)	○市内陽性患者2名の発生を受けての記者発表	
令和2年3月28日			○新型コロナウイルス感染症対策基本的対処方針公表
令和2年3月30日	新型インフルエンザ等(新型コロナウイルス感染症)対策本部会議【第8回】	<ul style="list-style-type: none"> ○市主催のイベント等について ・参加者が不特定多数であるイベント等は中止または延期 ・参加者が特定可能であっても、おおむね30人以上となるイベント等は中止または延期 ・開催の場合は開催責任者が連絡先を明記した参加者リストを作成し、参加者を特定する取組 ※4月1日から4月14日までの対応 ○市主催以外のイベント等について ・開催の場合は開催責任者が連絡先を明記した参加者リストを作成し、参加者を特定できるように要請 ※4月1日から4月14日までの対応 ○施設利用の自粛要請及び利用料の返金の期間延長 ※4月1日から4月14日までの対応 ○施設の利用について ・連絡先を明記した利用者リストを作成し、利用者が特定できるようにする。 ※4月1日から4月14日までの追加対応 	

日付	名称	内容	国の動向
令和2年4月2日	新型インフルエンザ等(新型コロナウイルス感染症)対策本部会議【第9回】	<ul style="list-style-type: none"> ○書面会議 ○新型コロナウイルス対応タイムライン(行動計画) <ul style="list-style-type: none"> ・市内での感染状況における段階ごとの市の対応 ○市立小中学校の新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る今後の対応(4月1日現在) <ul style="list-style-type: none"> ・臨時休業等に関する考え方 ・通常の授業実施上の注意点 ・修学旅行と運動会(体育会) ○新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園する場合の考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児が感染した場合、保育士が感染した場合など4ケースについての臨時休園等の考え方 	
令和2年4月3日	市長記者発表(10時～)	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス対応タイムライン(行動計画) ○市立小中学校の新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る今後の対応(4月1日現在) ○新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園する場合の考え方 	
令和2年4月7日	新型インフルエンザ等(新型コロナウイルス感染症)対策本部会議【第10回】	<ul style="list-style-type: none"> ○国内・市内の感染状況 ○飯塚市新型インフルエンザ等対策本部組織体制 ○緊急事態宣言が出た場合の飯塚市の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・事前準備の確認等 	<ul style="list-style-type: none"> ○国の緊急事態宣言(17時30分過ぎ) <ul style="list-style-type: none"> ・対象地域:東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県(7都府県) ・対象期間:4月7日～5月6日 ○「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」閣議決定 ○福岡県の緊急事態措置(22時ごろ) <ul style="list-style-type: none"> ・国の緊急事態宣言を受け、県知事が措置を発表
令和2年4月8日	新型インフルエンザ等(新型コロナウイルス感染症)対策本部会議【第11回】	<ul style="list-style-type: none"> ○国内・市内の感染状況 ○緊急事態宣言に対する市の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の対応状況 ・特措法第34条第1項に基づき、「飯塚市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置 	

日付	名称	内容	国の動向
令和2年4月8日	市長記者会見(13時～)	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急事態宣言に基づく飯塚市の対応 ・防災行政無線の活用について ・市主催イベント等について ・市主催以外のイベント等について ・市民利用型公共施設について ・市立小中学校について ・児童クラブについて ・保育所、こども園、幼稚園について ・総合窓口の設置について ・行政アドバイザーの設置について 	
令和2年4月10日	議会代表者会議	○全員協議会での対応について協議・説明	
令和2年4月13日	総合電話窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> ○場所:本庁 3階 301会議室 ○期間:終期末定 ○時間:8時30分～17時15分(土日祝日を除く) ○回線数:4回線(内線1386～1389) ○FAX:22-5754(耳の不自由な方の対応) ○体制:5～6人(関係各課から応援) 	
令和2年4月14日	新型コロナウイルス感染症対策本部会議【第12回】	<ul style="list-style-type: none"> ○県内・市内の発生状況等について ○全員協議会の対応について ○各部からの報告 <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援臨時給付金(仮称)について ・地域経済の状況等について ・指定管理者制度導入施設への影響について ・市職員のサービスの取扱等について ・登園自粛のお願い ○全員協議会の議員確認事項への回答について ○対策本部の体制見直しについて ○緊急事態宣言後の各部署の課題・問題等について ○その他(総合電話窓口など) 	

日付	名称	内容	国の動向
令和2年4月14日	市長記者会見(13時～)	○保育所等の登園自粛のお願い ○地域経済の活性化について	
	市内陽性患者1名発生 ・30代女性(飯塚市2例目と同一人物)		
令和2年4月15日	議会全員協議会 (15時～17時)	○新型コロナウイルス感染症への対応について ・市民協働部、経済部、福祉部から説明	
令和2年4月16日			○緊急事態宣言(区域変更) ・対象区域:全都道府県 ・対象期間:4月16日～5月6日 ※4月7日に対象となった7都府県は4月6日～5月6日 ※特定警戒都道府県の設定(以下の13都道府県) 東京都、大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、 千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、 京都府、兵庫県、福岡県
令和2年4月17日	市内陽性患者1名発生 ・10代男性(福岡県内397例目(福岡市224例目)、福岡県内398例目(福岡市225例目)、 福岡県内399例目(福岡市226例目)の接触者)		
令和2年4月21日	新型コロナウイルス感染症対策本部会議【第13回】	○国内の発生状況等について ○市の独自施策について ○教育関連の対策について ○議員確認事項の回答(案)について ○今後のスケジュールについて ○各部局からの連絡事項について	
令和2年4月22日	市内陽性患者1名発生 ・70代男性(患者416例目(50代、男性)の接触者)		

日付	名称	内容	国の動向
令和2年4月24日	議会全員協議会 (15時～17時)	○新型コロナウイルス感染症に対する市の独自施策について ・行政経営部、経済部、福祉部、市民協働部から説明	
令和2年4月28日	新型コロナウイルス感染症対策本部会議【第14回】	○国内の発生状況について ○市の独自施策について (1)市長記者会見資料 (2)今後のスケジュール等 ○特別定額給付金について ○指定管理委託料の取扱について ○福岡県からの職員派遣の依頼について ○5月7日以降の市主催イベント等について ○各部局からの連絡事項について (1)自治会回覧・全戸配布の考え方 (2)ふるさと納税における新型コロナウイルス感染症対策支援 (3)郵便等の申請に関する調査結果 ○その他	
令和2年4月28日	市長記者会見(14時～)	○ゴールデンウィーク中の対応のお願い ○市独自施策	
	市長メッセージ	○市ホームページに市長メッセージを動画配信	
令和2年4月30日	マスコミ公表	○5月7日以降の市主催イベント等の取扱について	
令和2年5月1日	各種対策室の設置	○生活資金相談窓口(社協との共同設置) ○経済支援相談窓口	
	特別定額給付金	○電子申請受付開始	
	マスコミ公表	○総合電話窓口の臨時開設 ○生活資金相談窓口の開設 ○経済支援相談窓口の開設 ※ゴールデンウィーク中の開設(5/2～5/6)	

日付	名称	内容	国の動向
令和2年5月4日			<p>○緊急事態宣言(期間延長)</p> <p>・対象期間:4月16日～5月31日</p> <p>※4月7日に対象となった7都府県は4月6日～5月31日</p> <p>※特定警戒都道府県の設定(以下の13都道府県)</p> <p>東京都、大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県</p> <p>○新型コロナウイルス感染症対策基本的対処方針(変更) 「新しい生活様式」の実践例公表</p>
令和2年5月5日	新型コロナウイルス感染症対策本部会議【第15回】	<p>○国内の発生状況等</p> <p>○緊急事態宣言の延長に伴う対応について</p> <p>(1)小中学校</p> <p>○各部局からの連絡事項について</p> <p>(1)対策事業の予算</p> <p>(2)地方税法改正概要</p> <p>(3)避難対策</p> <p>(4)特別定額給付金等の進捗状況</p> <p>(5)PCR検査体制</p> <p>(6)各窓口の受付状況</p>	
令和2年5月11日	コールセンター設置	特別定額給付金コールセンター開設	
令和2年5月12日	新型コロナウイルス感染症対策本部会議【第16回】	<p>○国内の発生状況について</p> <p>○対策本部組織体制について</p> <p>○収束期における今後の対応について</p> <p>○各部局からの連絡事項について</p> <p>(1)市税・使用料等の猶予・減免状況</p> <p>(2)審議会等の委員報酬等の取扱方針</p> <p>(3)市内3大学の対応(休校等の状況)</p> <p>(4)図書館再開行動計画</p> <p>(5)福祉部関連事業進捗状況</p> <p>(6)各種窓口の受付状況</p>	

日付	名称	内容	国の動向
令和2年5月14日			○緊急事態宣言(区域変更) ・対象区域:北海道、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、京都府 ※福岡県を含む39県で緊急事態宣言解除
令和2年5月15日	新型コロナウイルス感染症対策本部会議【第17回】	○緊急事態宣言解除後の対応方針について ○飯塚医師会地域外来・検査センターの開設について ○各部局からの連絡事項について	
令和2年5月15日	飯塚医師会地域外来・検査センター開設に関する記者会見	○概要説明(医師会)	
	市長記者会見	○緊急事態宣言解除後の飯塚市の対応	
令和2年5月18日	対策室の設置等	○新型コロナウイルス対策室の設置 ○総合電話窓口の廃止	
	地域外来・検査センターの開設	○飯塚医師会地域外来・検査センター開設 ・設置主体:飯塚医師会 ・開設日時:平日(14時~16時)	
令和2年5月19日	新型コロナウイルス感染症対策本部会議【第18回】	○国内の発生状況等について ○緊急対策事業について ○公共施設の対応について ○各部局からの連絡事項 (1)福祉部関連事業進捗状況 (2)出席停止と臨時休業についての教育委員会の考え方 (3)各種窓口の受付状況	
令和2年5月21日			○緊急事態宣言(区域変更) ・対象区域:北海道・東京・神奈川・埼玉・千葉 ※大阪・京都・兵庫の緊急事態宣言解除
令和2年5月25日			○緊急事態解除宣言

日付	名称	内容	国の動向
令和2年5月26日	新型コロナウイルス感染症対策本部会議【第19回】	<ul style="list-style-type: none"> ○国内の発生状況等について ○収束期における対応(案)について ○各部局からの連絡事項 <ul style="list-style-type: none"> (1)特別休暇(健康管理休暇)の取得 (2)職場内での行動ルール (3)福祉部関連事業進捗状況 (4)寄附の状況 (5)PCR検査センターの検査状況 (6)各種窓口の受付状況 ○措置法に基づく対策本部廃止後の本市本部体制のあり方 	

新型コロナウイルス感染症対策事業の実施状況

資料2

1. 飯塚市の独自事業

① 事業継続と雇用維持の応援の視点

事業名	概要	実施状況（6月10日現在）	担当課
事業継続応援事業	国及び福岡県の融資制度（市が指定する11事業）を活用した事業者（大企業を除く）に対し、事業の継続と雇用の維持を応援するため、応援金30万円を交付する事業。	①申請件数 564件 ②支給決定額 169,200千円	経済対策室
事業継続応援貸付事業	売上高が前年同月比で5%以上減少した市内事業者（全業種、法人、個人事業主）に対し、事業の継続と雇用の維持を応援するため、実質無利子・無担保で融資する事業。	①申請件数 42件 ②融資決定件数 0件 ③融資額 0件 ※6月1日から申請受付開始	経済対策室

② 市民生活維持の視点

事業名	概要	実施状況（6月10日現在）	担当課
再就職（再雇用）応援事業（拡充）	解雇や雇止め（派遣業務）により職を失った方に、IT等の研修を受けていただき、新型コロナウイルス対策等で事務量が増加している市の職員等として業務に従事し、再就職（再雇用）を応援。併せて、アルバイト先の減少で飯塚市での暮らしに不安を抱える学生を支援。	①失業者 4名 ②大学生 28名	経済対策室
緊急雇用創出事業	職を失った方等を会計年度任用職員として採用し、雇用を創出（延べ雇用月数 135月分）	①失業者 3名	経済対策室
ひとり親家庭等応援事業	新型コロナウイルス感染症予防対策による勤務先の休業や学校の休校、保育所登園自粛等が要請されたことにより、勤務できないなどの理由で経済的に厳しい状況が想定されるひとり親家庭等を応援。	①対象者数 1,486名 ②支給額 74,300千円	子育て支援課

新型コロナウイルス感染症対策事業の実施状況

資料2

③市民生活維持のため活動を継続している事業所の人々への応援の視点

事業名	概要	実施状況（6月10日現在）	担当課
医療施設従事者に対する 応援事業	市民のいのちと健康を守るため、感染のリスクにさらされるなど 厳しい勤務状況が続く中、一人でも多くの患者を救おうと、医療 の最前線で日々懸命に努力されている医療従事者に感謝し、応援 金を交付。	①申請状況 対象施設 279施設 申請済施設 248施設 延べ申請件数（個人） 2,768件 ②決定件数 延べ決定件数（個人） 2,718件 ③決定額 81,540千円 ④支給額 21,390千円 (参考) 決定済分支払予定 6/11支出 17,070千円 6/18支出 26,100千円 6/25支出 16,980千円	健幸・ スポーツ課
保育施設従事者、児童クラブ 従事者に対する応援事業	緊急事態宣言下においても児童や乳幼児の子育て支援環境の維持 と保護者の働く機会を確保したい本市の要望に応え、子どもたち のいのちと健康を守るため通常業務に加え、クラスターを発生さ せないための徹底した感染防止に取り組んでいる保育施設従事 者、児童クラブ従事者に感謝し、応援金を交付。	保育施設従事者 ①申請状況 5/14 申請書兼請求書受理中 ②決定件数 46件（852名） ③支給額 25,560千円	子育て支援課
		児童クラブ従事者 ①申請状況 5/15 申請兼請求受理 5/28 代表あて一括支払済 ②決定件数 1件（117名） ③支給額 3,510千円	学校教育課

新型コロナウイルス感染症対策事業の実施状況

資料2

④経済活動再開・地域経済回復の視点

事業名	概要	実施状況（6月10日現在）	担当課
IT導入等応援補助事業	事業の継続、再開を目的に生産性の向上や業務転換等に積極的に取り組む市内企業が、本市が指定する国及び福岡県の補助事業を活用した際に事業者負担額の一部を補助。	6/4 補助金交付要綱の告示 6/4 募集開始 ①申請状況 0件 ②問い合わせ状況 3件 (参考) 国の交付決定 計8件 ものづくり補助金 3件、IT導入補助金 2件、 持続化補助金 3件	産学振興課

⑤市民生活再開の視点

事業名	概要	実施状況（6月10日現在）	担当課
市民生活を支える福祉事業所の感染症対策応援事業	緊急事態宣言解除後、通常の福祉サービスを提供する環境を整えるために、市内の介護・障がい福祉サービス事業所が行う徹底した感染症対策を応援。	介護サービス事業所及び高齢者施設等 ①申請書発送状況 6/8発送（428事業所） ②申請状況 19件	高齢介護課
		障がい福祉サービス事業所 ①申請書発送状況 6/8 発送（157事業所） ②申請状況 7件	社会・障がい者福祉課

新型コロナウイルス感染症対策事業の実施状況

資料2

⑥相談体制の充実

事業名	概要	実施状況（6月10日現在）	担当課														
個人向け生活資金相談窓口の開設（市社協と共同設置）	<p>業務内容</p> <p>① 緊急小口資金（貸付）県社協事業に関すること ② 総合支援資金（貸付）県社協事業に関すること ③ 生活保護申請相談 ④ 自立支援相談 ⑤ 母子父子寡婦福祉資金（貸付）に関する相談 ⑥ 住居確保給付金（給付）・ライフレスキュー（給付）・フードバンク（現物給付）に関すること 他</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>相談区分</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①緊急小口資金</td> <td>407</td> </tr> <tr> <td>②総合支援資金</td> <td>526</td> </tr> <tr> <td>③生活保護申請相談</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>④自立支援相談</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>⑤母子父子寡婦福祉資金</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>⑥住居確保給付金</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>	相談区分	件数	①緊急小口資金	407	②総合支援資金	526	③生活保護申請相談	0	④自立支援相談	1	⑤母子父子寡婦福祉資金	2	⑥住居確保給付金	6	生活支援課
相談区分	件数																
①緊急小口資金	407																
②総合支援資金	526																
③生活保護申請相談	0																
④自立支援相談	1																
⑤母子父子寡婦福祉資金	2																
⑥住居確保給付金	6																
事業者向け経済支援相談窓口の開設	<p>業務内容</p> <p>事業所、個人事業主に対する国・県及び市の施策に関する情報の提供と相談</p> <p>① 国、県、市の経済対策に関する相談 ② 事業継続応援事業の説明・受付・処理 ③ 事業継続応援貸付事業の説明・受付・処理 他</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>相談区分</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セーフティネット</td> <td>1,897</td> </tr> <tr> <td>事業継続応援金</td> <td>1,102</td> </tr> <tr> <td>市融資</td> <td>320</td> </tr> <tr> <td>国持続化給付金</td> <td>222</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,091</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,632</td> </tr> </tbody> </table>	相談区分	件数	セーフティネット	1,897	事業継続応援金	1,102	市融資	320	国持続化給付金	222	その他	1,091	合計	4,632	経済対策室
相談区分	件数																
セーフティネット	1,897																
事業継続応援金	1,102																
市融資	320																
国持続化給付金	222																
その他	1,091																
合計	4,632																
大学生応援相談窓口の開設	飯塚市での暮らしに不安を抱える学生を応援するため、つなぐカフェ@飯塚との連携のもとアルバイトをはじめ各種相談対応の窓口を開設。	①相談件数 ・つなぐカフェ@飯塚 0件 ・飯塚市産学振興課 0件	産学振興課														
社会保険労務士による無料相談窓口の開設	雇用の維持に取り組む事業者を応援するため、社会保険労務士による雇用関係手続き及び労務管理等の無料相談窓口を開設。	①相談件数 8件 （小売業、製造業、運送業他） ②相談内容：雇用調整助成金について	経済対策室														

新型コロナウイルス感染症対策事業の実施状況

資料2

⑦その他

事業名	概要	実施状況（6月10日現在）	
納税の猶予制度や使用料の減免制度	猶予・減免	件数	税務課 医療保険課 高齢介護課 住宅課 企業管理課
	市税・国民健康保険税の支払いの猶予	24	
	後期高齢者医療保険料の猶予	0	
	国民健康保険税の減免	0	
	国民健康保険、後期高齢者医療制度の一部負担金の減免	0	
	介護保険料の猶予	0	
	介護保険料の介護保険一部負担金の減免	0	
	市営住宅の使用料の減免	2	
水道料金、下水道使用料の支払い期限の延長（猶予）	10		
国民健康保険における傷病手当金	国民健康保険被保険者で被用者である方について、新型コロナウイルス感染症に感染した、又は感染の疑いのある方に対する傷病手当金	①申請状況 0 ②決定件数 0 ③支給額 0	医療保険課

2.その他事業 ※市が窓口となっている事業

事業名	概要	実施状況（6月10日現在）	
特別定額給付金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援等を目的として、国民1人あたり10万円を給付するもの。	①支給対象世帯数 62,591世帯 ②受付世帯数 58,992世帯 ③給付済世帯数 19,185世帯 ④支給額 4,192,600千円 ※6月25日支給分までの支給処理の状況 累計 ・給付処理済世帯数 58,893件	特別定額給付金対策室
子育て世帯への臨時特別給付金	新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ子育て世帯の生活を支援するため、児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し、対象児童1人あたり1万円を給付する。	①給付済世帯数 8,630世帯 ②支給額 152,480千円	子育て支援課

飯塚市立学校の夏季休業日の短縮について

新型コロナウイルス感染症対策に係る令和2年4月9日から5月24日までの学校臨時休業による授業時数を確保する必要があることから、飯塚市立学校の夏季休業日の期間を令和2年度に限り、下記のとおり短縮することとしましたので、報告するものです。

記

令和2年度	例 年
<p>(学年及び学期)</p> <p>第2条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p> <p>2 学年を分けて次の3学期とする。</p> <p>第1学期 4月1日から8月23日まで</p> <p>第2学期 8月24日から12月31日まで</p> <p>第3学期 1月1日から3月31日まで</p> <p>(休業日)</p> <p>第3条 学校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 学年始休業日 4月1日から同月4日まで</p> <p>(4) 夏季休業日 8月8日から同月23日まで</p> <p>(5) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで</p> <p>(6) 学年末休業日 3月25日から同月31日まで</p> <p>(7) その他の休業日 校長が特に必要と認めた日</p>	<p>(学年及び学期)</p> <p>第2条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p> <p>2 学年を分けて次の3学期とする。</p> <p>第1学期 4月1日から8月31日まで</p> <p>第2学期 9月1日から12月31日まで</p> <p>第3学期 1月1日から3月31日まで</p> <p>(休業日)</p> <p>第3条 学校の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</p> <p>(2) 日曜日及び土曜日</p> <p>(3) 学年始休業日 4月1日から同月4日まで</p> <p>(4) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで</p> <p>(5) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで</p> <p>(6) 学年末休業日 3月25日から同月31日まで</p> <p>(7) その他の休業日 校長が特に必要と認めた日</p>